

総務部長 決 裁		役務等支出負担行為要求書								調達要求 番 号		教演雑 2		科 項	防衛力基盤強化推進費					
														目	教育訓練費					
														目 細分	教育訓練演習費(教訓・雑役)					
要 求 欄										年 月 日				調 達 欄						
会 計 課					関係課 (室)	要 求 元				室 長		補 佐		係 長		係				
課 長	室 長	補 佐	係 長	係		課 長 等	補 佐	供 用 官	係											
行 為 名 称			算 出 内 訳			時 期、場 所、人 員、そ の 他									契 約 方 式	一 般 指 随 意		根 拠 法 令	会計法第29の3 第 項 予 決 令 第 条 第 項 第 号	
業務委託(実習工場機械 工作作業)			1式 ① 円×7,5H×153B×3人 = 円			時期:令和7年4月1日～令和8年3月31日 その他:仕様書のとおり										選 定 業 者			契 約 条 件	
															予 定 価 格		総 額			算 出 の 基 礎
																		円		
総 額										調達説明 日 時		年 月 日 時 分								
備考									入札日時		年 月 日 時 分									
	課室名	機械工学科			要求者氏名	藤原 浩幸		電話番号	3402											

仕 様 書

		調達要求番号	教演雑 2
品 名	数 量	備考	
業務委託 (実習工場機械工作作業)	1 式		
1 適用範囲 本仕様書は、防衛大学校システム工学群実習工場が実施する機械工作作業の業務委託について適用する。 2 委託場所 システム工学群実習工場及び校内各所 3 委託期間 期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日（行政機関の休日に関する法律に規定する休日を除く。）までとし、1 日あたり 7 時間 3 0 分、勤務日については別添の勤務日程表のとおりとし、作業実施者 3 名を標準として実施するものとする。 また、原則として午前 8 時 3 0 分から午前 1 2 時 0 0 分及び午後 1 時 0 0 分から午後 5 時 0 0 分の間に行うこととする。なお、官側が必要と認めた場合は、勤務予定日数の範囲内で勤務日の変更を受託者と協議するものとする。 4 委託に関する要求及び内容 (1) 実習工場機械工作作業の内容を理解し、錯誤による業務の停滞を招かないこと。 (2) 業務委託内容等は、別冊 1「業務説明書」、及び別冊 2「実習工場機械工作作業マニュアル」による。 5 受託者の責任 (1) 各種工作機械加工業務に係る作業を円滑にするために、受託者は総括責任者を設けるものとし、総括責任者の任務は別紙第 1「総括責任者の任務」のとおり。 (2) 総括責任者は 3 ヶ月間現場確認（1 回／月）を実施し、別冊 1「業務説明書」について確認し、改善事項があれば適切な処置（指導）を講じ、業務の停滞を招かないようにすること。 6 従事予定者等の通知 受託者は契約後直ちに別紙第 2「令和 7 年度従事予定者名簿」を契約担当官等へ提出するものとし、従事予定者等に変更がある場合についても同様とする。			

7 報告事項

- (1) 従事者は、日々の業務終了後に別紙第3「システム工学群実習工場業務日誌」及び月末（若しくは翌月始め）に別紙第4「業務委託実施記録表」を総括責任者へ提出し、総括責任者は契約担当官等に提出すること。
- (2) 受託者は、請求書提出の都度に「役務完了届(3部)」を作成し、契約担当官等に提出すること。

8 守秘義務

受託者、総括責任者及び従事者は、業務上知り得た業務内容に関する秘密を第三者に漏らしてはならない。なお、契約終了後及び契約解除後も同様とする。

9 検 査

検査は、契約担当官等が定める監督及び検査実施要領により実施するものとする。

10 その他

- (1) 受託者は契約後、本業務を支障なく実施するための現状の確認を行い、従事者に対し、錯誤における業務の停滞を解消するため次の事項についての教育を実施すること。
 - ア 勤務時間、休憩時間等について
 - イ 業務内容（業務委託内容の周知徹底）について
 - ウ 業務上知りえた情報の守秘義務について
 - エ 業務遂行上の安全管理・事故防止の徹底について
 - オ 業務遂行に当たり使用する器材の適正管理について
- (2) 従事者は、情報流出防止の観点から指定された電算機端末を使用し、業務を処理するものとする。また、私物のパソコン及び可搬記憶媒体の持込は絶対しないこと。
- (3) 受託者は契約後、情報流出について、官側から説明を受け、従事者がその重要性を理解するよう教育等の処置を講ずること。
- (4) 受託者は、契約の解除により官側が他の受託者と契約することになった場合は、本業務を支障なく仕様書のとおり遂行するために、他の受託者と十分な引継ぎ業務を行うものとする。
- (5) 総括責任者及び従事者は、業務委託を円滑に実施するために受託者の負担により名札（写真入り）を着用するとともに常時身分証明書を携帯するものとする。
- (6) 受託者、総括責任者及び従事者は、業務に関する仕様書及び官側が提供する資料の関係資料を許可なしに履行場所以外に持ち出したりは複写・複製してはならない。
- (7) 従事者は、事故、事件、災害の緊急事態が発生した場合は、官側との連携を密にし、状況に応じた適切な対応をとること。
- (8) 受託者は、総括責任者及び従事者の労務災害及び労務管理に関する全ての事項の責任を負うものとする。
- (9) 仕様書及び関係図書並びに作業内容を本役務の作業以外の目的で第三者に漏えいしないこと。また作業で知り得た内容も同様とする。
- (10) 本仕様書に明記のない事項及び疑義が生じた場合には、契約担当官等と協議のうえ決定するものとする。

総括責任者の任務

1 配置目的

業務委託による実習工場機械工作作業を円滑に実施するために総括責任者を置く。

2 任務

(1) 委託業務管理

ア 従事者に対する業務の停滞を招かないようするための教育・指導

イ 委託場所での連絡調整及び業務委託実施記録表のとりまとめ。

(2) 従事者の労務管理

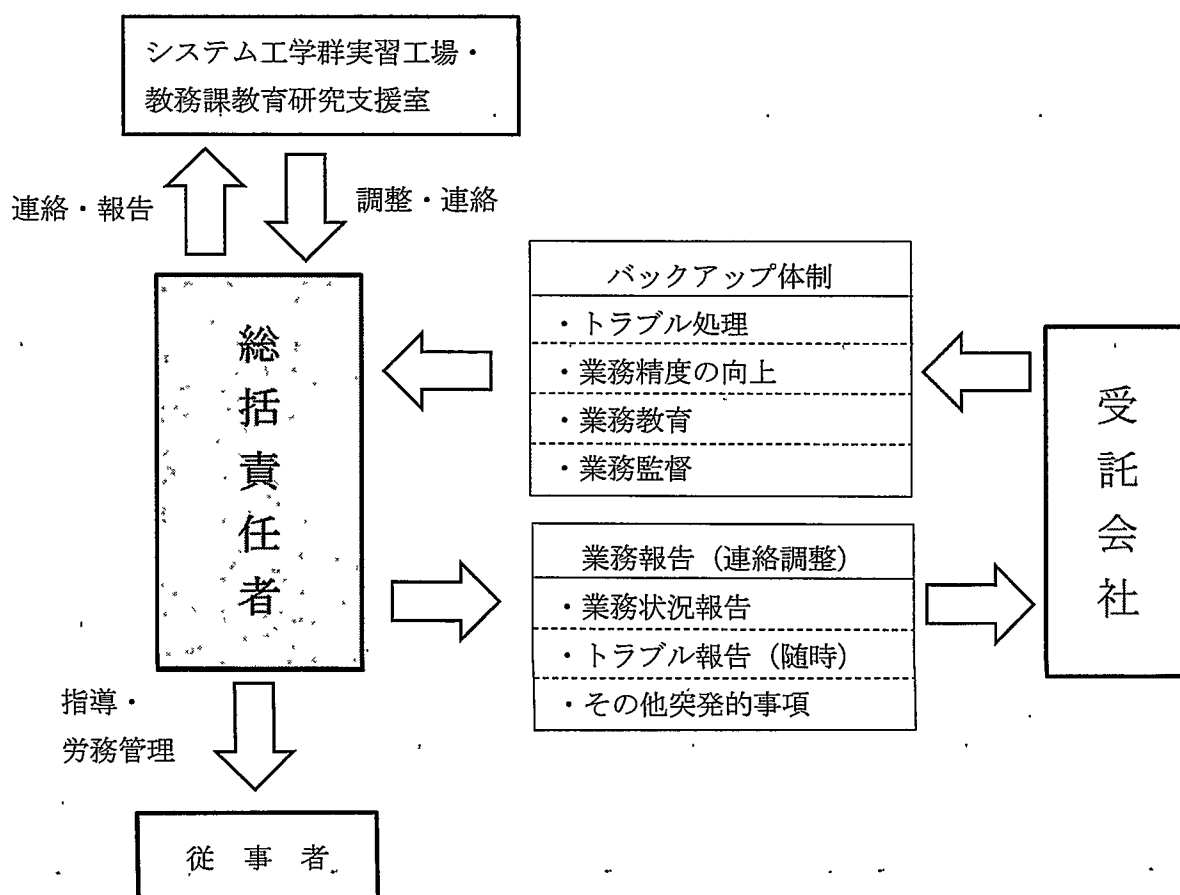
ア 委託業務内容を踏まえた適材適所の人員配置及び人材の確保と育成

イ 有給休暇等又は病気等の突発的な事故に対するシフト調整及び会社に対する人材調整

(3) システム工学群実習工場及び教務課教育研究支援室に対しての報告・連絡

(4) 総括責任者は従事者の中から 1 名総括責任者代理を指名しその任にあたらせることができる。

3 連絡・支援体制



令和7年度 従事予定者名簿

会社所在地 :
会 社 名 :
代 表 者 名 :
担 当 者 名 : _____

件 名 : 実習工場機械工作作業

従事場所 : システム工学群実習工場

No.	氏名	性別	年齢	備考（参考：資格の有無・経験年数）
1				総括責任者
2				総括責任者代理
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

注： 従事予定者について変更がある場合は、その都度修正・提出する。なお、従事者の変更に関しては、備考欄に記述する。（例：「防大太郎」から変更）

学科長等

システム工学群実習工場業務日誌

実施日

令和 年 月 日〔 曜日〕

従事時間

業務内容

～

～

～

～

～

〔特記事項〕

以上のとおり、業務を実施したことを報告いたします。

防衛大学校実習工場機械工作作業

従事者

教育室・学科名：_____

従事者氏名： _____

[illegible]

勤務日程表

業務委託内容：実習工場機械工作作業(153日)

実習工場

令和7年4月(13日)

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

5月(13日)

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

6月(13日)

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

7月(13日)

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

8月(13日)

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

9月(13日)

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

10月(13日)

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

11月(13日)

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

12月(13日)

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

令和8年1月(12日)

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

2月(12日)

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28

3月(12日)

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

※ ○は勤務日を示す。

勤務日程表

業務委託内容：実習工場機械工作作業(153日)

実習工場

令和7年4月(12日)

日	月	火	水	木	金	土
		①	2	③	④	5
6	7	⑧	9	⑩	⑪	12
13	14	⑮	16	⑰	⑱	19
20	21	⑳	23	㉔	㉕	26
27	28	29	30			

5月(13日)

日	月	火	水	木	金	土
				①	②	3
4	5	6	7	⑧	⑨	10
11	12	⑬	14	⑮	⑯	17
18	19	㉒	21	㉔	㉕	24
25	26	㉗	28	㉙	㉚	31

6月(13日)

日	月	火	水	木	金	土
1	2	③	4	⑤	⑥	7
8	9	⑩	11	⑫	⑬	14
15	16	⑰	⑱	㉒	㉓	21
22	23	㉔	25	㉖	㉗	28
29	30					

7月(14日)

日	月	火	水	木	金	土
		①	2	③	④	5
6	7	⑧	9	⑩	⑪	12
13	14	⑮	16	⑰	⑱	19
20	21	㉒	23	㉔	㉕	26
27	28	㉗	30	㉙		

8月(12日)

日	月	火	水	木	金	土
					①	2
3	4	⑤	6	⑦	⑧	9
10	11	⑫	13	⑭	⑮	16
17	18	⑱	20	㉒	㉓	23
24	25	㉔	㉕	㉗	㉘	30
31						

9月(13日)

日	月	火	水	木	金	土
	1	②	3	④	⑤	6
7	8	⑨	10	⑪	⑫	13
14	15	⑬	⑭	⑮	⑯	20
21	22	㉒	24	㉔	㉕	27
28	29	㉗				

10月(14日)

日	月	火	水	木	金	土
			①	②	3	4
5	6	⑦	⑧	⑨	10	11
12	13	⑮	⑮	⑮	17	18
19	20	㉒	㉔	㉔	24	25
26	27	㉗	㉙	㉙	31	

11月(13日)

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	④	⑤	⑥	⑦	8
9	10	⑪	⑫	⑬	14	15
16	17	⑱	⑱	㉒	21	22
23	24	㉔	㉕	㉗	28	29
30						

12月(12日)

日	月	火	水	木	金	土
	1	②	③	④	5	6
7	8	⑨	⑩	⑪	12	13
14	15	⑬	⑭	⑮	19	20
21	22	㉒	㉔	㉔	26	27
28	29	30	31			

令和8年1月(12日)

日	月	火	水	木	金	土
				①	2	3
4	5	⑥	⑦	⑧	9	10
11	12	⑬	⑭	⑮	16	17
18	19	㉒	㉔	㉔	23	24
25	26	㉗	㉙	㉙	30	31

2月(12日)

日	月	火	水	木	金	土
1	2	③	④	⑤	6	7
8	9	⑩	⑪	⑫	⑬	14
15	16	⑱	⑱	㉒	20	21
22	23	㉔	㉕	㉗	27	28

3月(13日)

日	月	火	水	木	金	土
1	2	③	④	⑤	6	7
8	9	⑩	⑪	⑫	13	14
15	16	⑱	⑱	㉒	20	21
22	23	㉔	㉕	㉗	27	28
29	30	㉙				

※ ○は勤務日を示す。

勤務日程表

業務委託内容：実習工場機械工作作業(153日)

実習工場

令和7年4月(13日)

日	月	火	水	木	金	土
		①	②	③	④	⑤
6	7	8	⑨	⑩	⑪	12
13	14	15	⑬	⑭	⑮	19
20	21	22	⑯	⑰	⑱	26
27	28	29	⑳			

5月(13日)

日	月	火	水	木	金	土
				①	②	③
4	5	6	⑦	⑧	⑨	10
11	12	13	⑫	⑬	⑭	17
18	19	20	⑮	⑯	⑰	24
25	26	27	⑱	⑳	㉑	31

6月(14日)

日	月	火	水	木	金	土
1	2	③	④	⑤	⑥	7
8	9	10	⑪	⑫	⑬	14
15	16	17	⑮	⑯	⑰	21
22	23	⑳	㉑	㉒	㉓	28
29	30					

7月(13日)

日	月	火	水	木	金	土
		1	②	③	④	5
6	7	8	⑨	⑩	⑪	12
13	14	15	⑬	⑭	⑮	19
20	21	22	⑯	⑰	⑱	26
27	28	29	⑳	㉑		

8月(12日)

日	月	火	水	木	金	土
					①	2
3	4	5	⑥	⑦	⑧	9
10	11	12	⑫	⑬	⑭	16
17	18	19	⑮	⑯	⑰	23
24	25	26	⑱	⑳	㉑	30
31						

9月(13日)

日	月	火	水	木	金	土
	①	2	③	④	⑤	6
7	8	9	⑩	⑪	⑫	13
14	15	16	⑮	⑯	⑰	20
21	22	23	⑱	㉑	㉒	27
28	29	30				

10月(13日)

日	月	火	水	木	金	土
			①	②	③	4
5	⑥	7	⑧	⑨	10	11
12	13	14	⑬	⑭	⑮	18
19	⑳	21	㉑	㉒	㉓	25
26	㉔	28	㉕	㉖	31	

11月(13日)

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	④	⑤	⑥	7	8
9	⑩	11	⑫	⑬	14	15
16	⑮	18	⑰	⑱	㉑	22
23	㉒	㉓	㉔	㉕	28	29
30						

12月(12日)

日	月	火	水	木	金	土
	①	2	③	④	5	6
7	⑧	9	⑩	⑪	12	13
14	⑮	16	⑰	⑱	19	20
21	㉑	23	㉒	㉓	26	27
28	29	30	31			

令和8年1月(12日)

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	⑤	6	⑦	⑧	9	10
11	12	13	⑬	⑭	⑮	17
18	⑮	20	㉑	㉒	㉓	24
25	㉔	27	㉕	㉖	30	31

2月(12日)

日	月	火	水	木	金	土
1	②	3	④	⑤	⑥	7
8	9	10	⑪	⑫	⑬	14
15	16	17	⑮	⑯	⑰	21
22	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	28

3月(13日)

日	月	火	水	木	金	土
1	2	③	④	⑤	6	7
8	⑨	10	⑪	⑫	13	14
15	⑮	17	⑮	⑰	20	21
22	㉑	24	㉒	㉓	27	28
29	㉔	31				

※ ○は勤務日を示す。

別冊 1

業務説明書

防衛大学校

業 務 内 容

I 実習工場機械工作作業の基本

防衛大学校システム工学群実習工場において、実習支援の業務（本科学生の機械工作実習、研究科・本科学生への技術指導）、教官が使用する教育研究実験器材の製作・加工及び学内からの加工・工作に関する依頼業務を行う業務である。

- 1 各種工作機械を駆使して、教育研究に寄与できる技能を持っていること。
- 2 システム工学群の「実習工場利用の手引き（最新版を優先する。）」の内容を遵守すること。
- 3 各種工作技術を生かして、機械工作実習の授業支援ができること。
- 4 各種工作機械の特性と安全性を把握し、十分な使用能力を持ち作業の効率化が図れること。

II 実習工場機械工作作業の内容

1 機械工作による加工作業の内容

- （1）一般汎用工作機械（旋盤、フライス盤、ボール盤）を用いた機械加工の実施
- （2）手仕上げによる加工作業の実施
- （3）電気溶接、ガス溶接、ガス切断の作業の実施（製作物の塗装も含む。）
- （4）運搬機械の運転（クレーン）の実施

2 工作機械の使用に関する業務

- （1）工作機械の利用者に対し、機械の使用方法について、周知徹底を図るとともに、事故防止に関する業務を行う。
- （2）各種工作機械の機能維持に伴う点検、整備（清掃、部品交換）の業務を行う。
- （3）各種工作機械の使用は、機械の特性を十分考慮し、安全を確認してから行う。

3 実習等の授業補助業務

授業担当教官、実習支援係職員または実習工場運営委員の教官の指示に基づき、学生に対して技術的指導を行う。

4 その他

- （1）工作機械の利用者について、アドバイス（実技も含む。）の指導を行う。
- （2）業務にあたっては、業務の能率と円滑化を図り、事故防止の観点からも実習支援係または実習工場運営委員の教官と調整を行う。

実習工場
機械工作作業マニュアル

防衛大学校

I はじめに

実習工場機械加工作業の内容は、「業務内容」にも示してあるとおり、

- (1) 機械工作による加工作業
- (2) 工作機械の使用に関する業務
- (3) 実習等の授業補助業務
- (4) その他

となっています。この中でも(1)が主業務となります。Ⅱから、主な作業について述べていきますが、(2)の作業は(1)にも係わることなので、(1)の業務中で述べていきます。

Ⅱ 機械工作による加工作業の内容

1 一般汎用工作機械（旋盤、フライス盤、ボール盤、帯鋸盤、コンターマシン）を用いた機械加工の実施

工作機械を使用するにあたり、次のことを遵守してください。

- (1) 機械を使用する前に実習支援係職員または実習工場運営委員の教官（以下「教職員」という。）の許可を得ること。
- (2) 作業に先立ち、機械加工作業に適した服装で、保護具を着用すること。
- (3) 作業前には点検を行い、異常がある場合は教職員に報告すること。
- (4) 手袋の使用は厳禁とする。
- (5) 機械の惰力を手、足及び工具で止めないこと。
- (6) 加工物の取り付け、取りはずし、測定は必ずスイッチを切り、回転が止まってから行うこと。
- (7) 作業終了後、機械を完全に止めて、清掃、手入れ、点検等を十分に行うこと。なお、この時、他の者が不意にスイッチを投入できないような処理をしておくこと。
- (8) 機械に異常、あるいは異常音が生じた時は、教職員に報告し、指示を仰ぐこと。勝手に自分で応急処理をしないこと。
- (9) 異常のある機械は、その旨を表示し、絶対に使用しないようにすること。
- (10) 安全装置は必ず有効に使用し、勝手に取り外さないこと。
- (11) 機械を運転したまま持ち場を離れないこと。
- (12) 機械作業中は、周辺の5S（整理、整頓、清掃、清潔、躰）に心がけること。
- (13) 停電の時は、必ずスイッチを切ること。
- (14) 作業中の作業者には、みだりに声をかけないこと。
- (15) 切り屑等は、定められた場所に区分して捨てること。
- (16) 作業が終了したら、教職員に報告すること。

2 手仕上げによる加工作業の実施

機械部品を製作するには、機械加工と手仕上げ作業とを交互に繰り返す必要があります。

また、手仕上げを実施するにあたり、工具（ハンマー、やすり等）を使用します。
その際、次のことを遵守してください。

- (1) 工具は置き場所が定められているので、使用後は、速やかに元の場所に戻しておくこと。
- (2) 工具は定期点検を実施すること。不良品を発見した場合は、教職員に報告すること。
- (3) 取扱説明書を熟読し、使用方法を理解してから使用すること。
- (4) 工具は定められた用途以外に使用しないこと。また、改造、自作しないこと。
- (5) 作業台、足元の整理、整頓、清掃を心がけること。
- (6) 手、工具、床等に油がついている場合、よくふき取った後、作業を行うこと。
- (7) 必要があれば、保護具を着用すること。

3 電気溶接、ガス溶接、ガス切断の作業の実施

電気やガスを使用した溶接・切断では、取り扱いを誤ると大事故を招くことがあります。そのため、作業を行う際、次のことを遵守してください。

- (1) 作業を実施する前に教職員の許可を得ること。
- (2) 作業に先立ち、作業に適した服装で、保護具を着用すること。
- (3) 作業前には点検を行い、異常がある場合は教職員に報告すること。
- (4) 取扱説明書を熟読し、使用方法を理解してから使用すること。
- (5) 溶接機は定められた用途以外に使用しないこと。また、改造、自作しないこと。
- (6) 電気溶接機は濡れた手で触らないこと。
- (7) ガスは衝撃や高温で爆発するおそれがあるので、注意を払うこと。
- (8) 溶接機は置き場所が定められているので、使用後は、速やかに元の場所に戻しておくこと。

4 運搬機械の運転の実施

クレーン運転を行うには、資格取得者であることが条件となっていますので、無資格者は作業を行うことができません。なお、クレーン作業を実施するにあたり、次のことを遵守してください。

ア 作業時には、必ず保安帽（ヘルメット）、安全靴を着用し、足カバー等を用いてズボンの裾を締めること。

イ 定格荷重以上の品物は吊らないこと。

ウ 作業前、走行、横行、ブレーキ、巻き上げ、巻き下げ、リミットスイッチの点検を行うこと。

エ クレーンの方位表示板を確認し、押しボタンスイッチを誤操作しないようにすること。

オ 品物を吊り上げる時は、フックが品物の真上にあるようにすること。

カ 品物を吊り上げた時は、少し持ち上げた後、一旦停止し、バランスやワイヤ

のかけ方に異常がないことを確かめること。

- キ 吊り上げる高さは、原則 2 m 以上とすること。
- ク 吊り上げた物を揺らして運ばないこと。
- ケ 運ぶ際、吊り荷は、人の頭上を避けて通るようにすること。
- コ 品物を吊り上げたまま、運転場所を離れないこと。
- サ 品物をおろす時は、徐々におろすこと。
- シ 作業終了後は、決められた場所にクレーンを止めること。

また、クレーンを使用しないで運搬作業を実施する場合があります。その際、次のことを遵守してください。

(1) 人力運搬の場合

- ア 一人で持ち運べる重量は、20 kg 程度までとし、それ以上の重量物は、一人で運ばないこと。
- イ 運搬作業をする時は、安全靴を履くこと。
- ウ 重量物は膝を曲げ、腰を落とし、背を伸ばして持ち上げること。
- エ 品物は静かに下ろすこと。決して投げ出さないこと。
- オ 運搬経路の安全を確認し、足元や周囲に注意すること。
- カ 転がし運搬をしないこと。
- キ 長い物は寝かせて運び、不安定な物には、支えを使用し倒れないようにして運搬すること。
- ク 中身を確認してから運搬すること。
- ケ バラ物は、容器に入れて運搬すること。
- コ 共同で運搬する場合、「声をかけ合い」「力が各人に平均にかかるようにし」「無断で力を抜かずに」運搬すること。

(2) 運搬車（手押し車等）の場合

- ア 運搬車の制限荷重を超えて運搬しないこと。
- イ あらかじめ車輪等の点検を行うこと。
- ウ 品物は車輪の中心に置き、荷重が各々の車輪に平均にかかるようにすること。
- エ 重ね積みをする場合は、重量物を下にして積み重ねること。
- オ 前が見えなくなるような積み方はしないこと。
- カ 品物の積み下ろしの際、必要に応じて車輪に輪止めをすること
- キ 投げ積み、引き下ろしをしないこと。
- ク 壊れやすい品物は、十分な防護処置をして、静かに運搬すること。
- ケ 荷崩れしそうな品物は、縄かけを十分に行うこと。
- コ 通路を横切る時や曲がり角では、一旦停止し、前後、左右に注意すること。
- サ 運搬車は、歩く速さで動かすこと。
- シ 運搬車を通路に放置しないこと。

Ⅲ 実習等の授業補助業務の内容

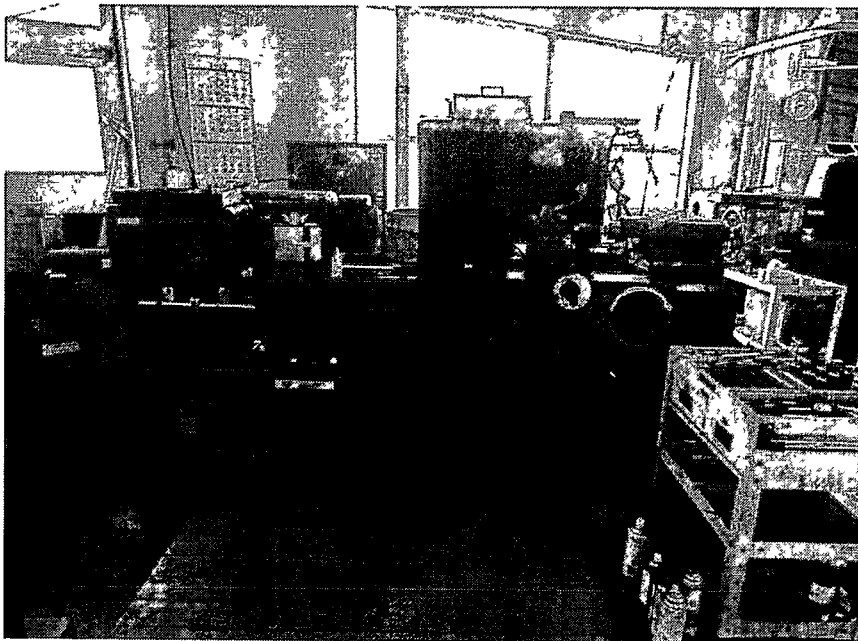
実習等の授業における、学生への技術指導を実施する。

実習等の授業補助業務を実施するにあたり、以下のことを遵守して下さい。

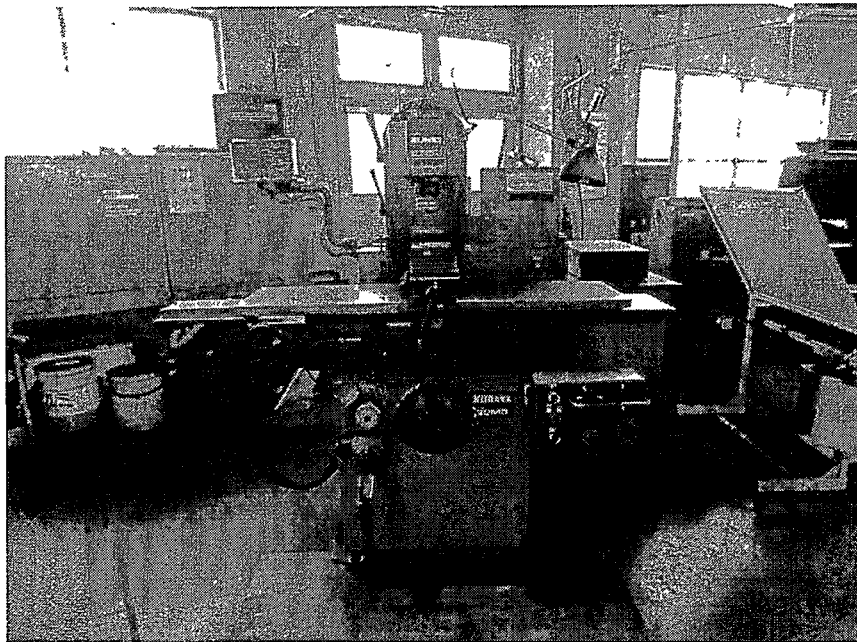
- (1) 安全な授業実施にあたり、技術指導の方法は教職員の指示に従うこと。
- (2) 実習等は授業内容が定められているため、授業補助業務実施にあたっては、教職員と補助業務内容を綿密に調整すること。
- (3) 卒業研究などの個別の技術指導は教職員と協力し、管理できる場所で作業をさせるなど、学生の安全確保に努めること。

(参考) 機械工作作業に用いる主な工作機械

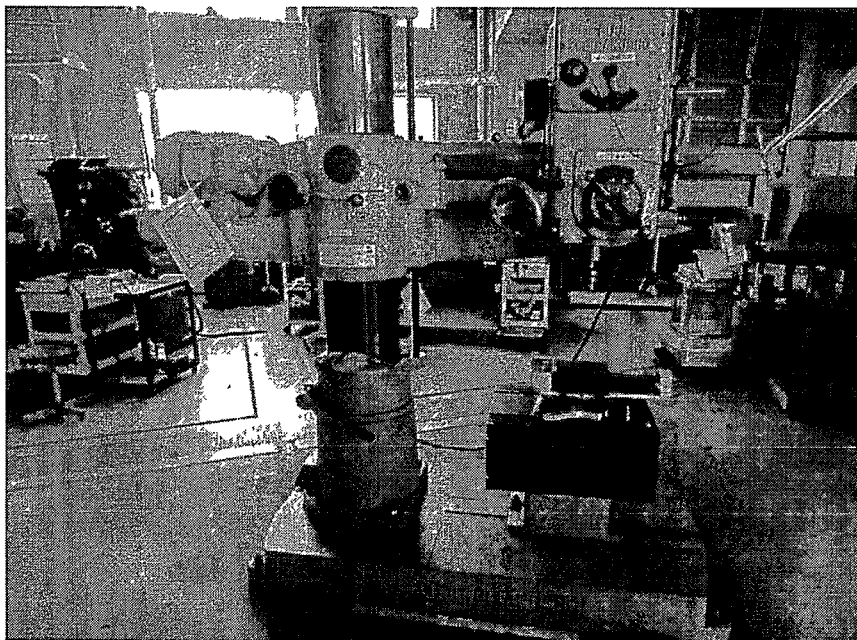
【旋盤】



【フライス盤】



【ボール盤】



【帯鋸盤】



【コンターマシン】



配置図

